

2019年8月9日

## 消費税率引上げに伴う一般路線バスの上限運賃改定の申請について

山交バス株式会社では、国土交通大臣に一般路線バス運賃の消費税率引上げに伴う運賃改定申請を行いました。認可された場合、改定後実施運賃は下記のとおりとなります。

消費税につきましては、原則として全ての消費者にご負担を頂くものであり、その趣旨から今回の運賃改定を実施させていただきます。ご利用のお客様にはご負担をおかけしますが、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

1. 運賃改定実施日 2019年10月1日（火） 予定

2. 改定後実施運賃

### ①普通運賃

初乗り運賃：現行180円 → 改定後190円

現行190円から590円まで → +10円増

現行600円以上 → 据え置き

### ②定期券運賃

上記①により算出した改定普通運賃を基準運賃額として、制度通達に基づく定期券運賃の計算方により改定運賃額を算出。（10円未満の端数を四捨五入）  
10月1日以降の通用期間を9月30日までに購入した場合、定期券運賃額は現行どおりになります。

※オレンジパス（通勤）

1ヵ月12,180円→12,600円／3ヵ月34,710円→35,910円／6ヶ月65,770円→68,040円

※オレンジパス（通学）

1ヵ月10,440円→10,800円／3ヵ月29,750円→30,780円／6ヶ月56,380円→58,320円

### ③回数券運賃

既設の回数券を10月1日の消費税率改定後も継続して利用可能です。

各券種の内容・割引率・発売額に変わりはありません。

### ④営業割引運賃

（シルバー定期券・自動車運転免許証返納者定期券・やまがた1日乗車券）

10月1日の消費税率改定後も、内容・割引率・発売額に変わりはありません。

以上